静岡県告示第250号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次に掲げる 土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和元年9月17日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県磐田市大久保字安井谷891番1の一部、891番55の一部、891番56の一部、891番57の一部、891番 58の一部、891番62の一部、891番63の一部、891番64の一部、891番65の一部、891番69の一部、891番70の 一部、891番77の一部、891番159の一部、891番167の一部、891番168の一部

静岡県磐田市大久保字一区891番210の一部、891番211、891番212の一部

静岡県磐田市大久保字四区610番1の一部、610番2の一部、610番3の一部 以上21筆